公布した条例一覧

令和4年

公布 番号	条例名
31	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を 改正する条例
32	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条 例
33	杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条 例
34	杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を 公布する。

令和4年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第31号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条 例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成13年杉並区条例 第44号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第24条の2第5項」を「第24条の2第7項」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 法第24条の2第3項に規定する政令で定める事項
- (5) 法第24条の2第5項に規定する最初の転入届等を受けた旨
- 第5条第2項第7号及び第8号を次のように改める。
- (7) 法第24条の2第3項及び第6項の規定による政令で定める事項の転入予 定地市町村長及び転入地市町村長への通知
- (8) 法第24条の2第5項の規定による最初の転入届等を受けて行う転出地市 町村長への通知

附則

この条例は、令和5年2月6日から施行する。

例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条 例新旧対照表

新 条 例 _| 旧 条

(電気通信回線による他の市町村長への 通知)

- 第3条の2 法第9条第3項、第12条 の4第5項、第19条第4項及び<u>第2</u> 4条の2第7項の規定に基づき、電子 計算機から電気通信回線を通じて他の 市町村長に送信する事項は、次のとお りとする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 法第24条の2第3項に規定す る政令で定める事項
 - (5) 法第24条の2第5項に規定す る最初の転入届等を受けた旨

(審議会への報告等)

第5条 略

- 2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) 法第24条の2第3項及び第6 項の規定による政令で定める事項の 転入予定地市町村長及び転入地市町 村長への通知
 - (8) 法第24条の2第5項の規定に

(電気通信回線による他の市町村長への 通知)

- 第3条の2 法第9条第3項、第12条 の4第5項、第19条第4項及び<u>第2</u> 4条の2第5項の規定に基づき、電子 計算機から電気通信回線を通じて他の 市町村長に送信する事項は、次のとお りとする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 法第24条の2第3項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に 関する転入届を受けた旨
 - (5) 法第24条の2第4項に規定す <u>る政令で定める事項</u>

(審議会への報告等)

第5条 略

- 2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) 法第24条の2第3項の規定に よる最初の転入届又は最初の世帯員 に関する転入届を受けて行う転出地 市町村長への通知
 - (8) 法第24条の2第4項の規定に

よる最初の転入届等を受けて行う転 出地市町村長への通知

(9) 略

3 略

よる政令で定める事項の転入地市町 村長への通知

(9) 略

3 略

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和4年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第32号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年杉並区条例第37号) の一部を次のように改正する。

別表の1の部中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に、「2, 800円」を「3, 200円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の1の部1の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に区長が収集及び運搬(以下「収集等」という。)の申込みを受けた場合(令和5年10月31日までに収集等をする場合を除く。)並びに施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合(同月31日までに収集等をする場合に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表の1の部2の項に規定する有料ごみ処理券は、令和5年10月31日までの間は、なお使用することができる。
- 4 改正後の別表の1の部3の項の規定は、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合(令和5年10月31日までに収集等をする場合を除く。)及び施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合(同月31日までに収集等をする場合に限る。)については、なお従前の例による。

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を公布する。 令和4年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第33号

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例 杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例(平成27年杉並区条例第39号) の一部を次のように改正する。

附則第4項中「による住民基本台帳カード」の次に「(平成28年1月1日前に第5条の規定による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定により交付サービスの提供に必要な情報を記録されたもの及び杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例(令和4年杉並区条例第33号)の施行の日前に同条例による改正前のこの項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第3条第2項の規定により交付サービスの提供に必要な情報を記録されたものに限る。)」を加え、「第5条の規定による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例(以下「旧条例」という。)」を「旧条例」に改める。

附則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例新旧対照 表

新 条 例 条 例 \Box 附則 附則 $1 \sim 3$ 略 $1 \sim 3$ 略 4 番号利用法整備法第20条第1項の 4 番号利用法整備法第20条第1項の 規定によりなお従前の例によることと 規定によりなお従前の例によることと された旧住民基本台帳法第30条の4 された旧住民基本台帳法第30条の4 4第12項の規定による住民基本台帳 4第12項の規定による住民基本台帳 カード(平成28年1月1日前に第5 カード 条の規定による廃止前の杉並区住民基 本台帳カードの利用に関する条例(以 下「旧条例」という。)第3条第2項 の規定により交付サービスの提供に必 要な情報を記録されたもの及び杉並区 印鑑条例等の一部を改正する等の条例 の一部を改正する条例(令和4年杉並 区条例第33号)の施行の日前に同条 例による改正前のこの項の規定により なおその効力を有することとされた旧 条例第3条第2項の規定により交付サ ービスの提供に必要な情報を記録され たものに限る。)の利用については、 の利用については、 旧条例 第5条の規定による廃止前の杉並区住 民基本台帳カードの利用に関する条例 の規定 (以下「旧条例」という。) の規定

は、番号利用法整備法第20条第1項

は、番号利用法整備法第20条第1項

の規定によりなお従前の例によること とされた旧住民基本台帳法第30条の 44第9項の規定により当該住民基本 台帳カードが効力を失う時までの間 は、なおその効力を有する。この場合 において、旧条例第1条中「住民基本 台帳法」とあるのは「行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律(平成25 年法律第28号。以下「番号利用法整 備法」という。)第20条第1項の規 定によりなお従前の例によることとさ れた番号利用法整備法第19条の規定 による改正前の住民基本台帳法」と、 「「法」とあるのは「「旧法」と、旧 条例第2条中「法」とあるのは「番号 利用法整備法第20条第1項の規定に よりなお従前の例によることとされた 旧法」とする。

の規定によりなお従前の例によること とされた旧住民基本台帳法第30条の 44第9項の規定により当該住民基本 台帳カードが効力を失う時までの間 は、なおその効力を有する。この場合 において、旧条例第1条中「住民基本 台帳法」とあるのは「行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律(平成25 年法律第28号。以下「番号利用法整 備法」という。) 第20条第1項の規 定によりなお従前の例によることとさ れた番号利用法整備法第19条の規定 による改正前の住民基本台帳法」と、 「「法」とあるのは「「旧法」と、旧 条例第2条中「法」とあるのは「番号 利用法整備法第20条第1項の規定に よりなお従前の例によることとされた 旧法」とする。

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例を公布する。 令和4年12月6日

> 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第34号

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例

杉並区立子ども・子育てプラザ条例(平成28年杉並区条例第24号)の一部を 次のように改正する。

別表に次のように加える。

杉並区立子ども・子育てプラザ下高井戸|杉並区下高井戸四丁目19番6号

附則

- この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定 める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立子ども・子育てプラザ条例別表に規定する杉 並区立子ども・子育てプラザ下高井戸の利用の承認その他のこの条例の施行の日 以後の利用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
- 3 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例(昭和45年杉並区条例第25 号)の一部を次のように改正する。

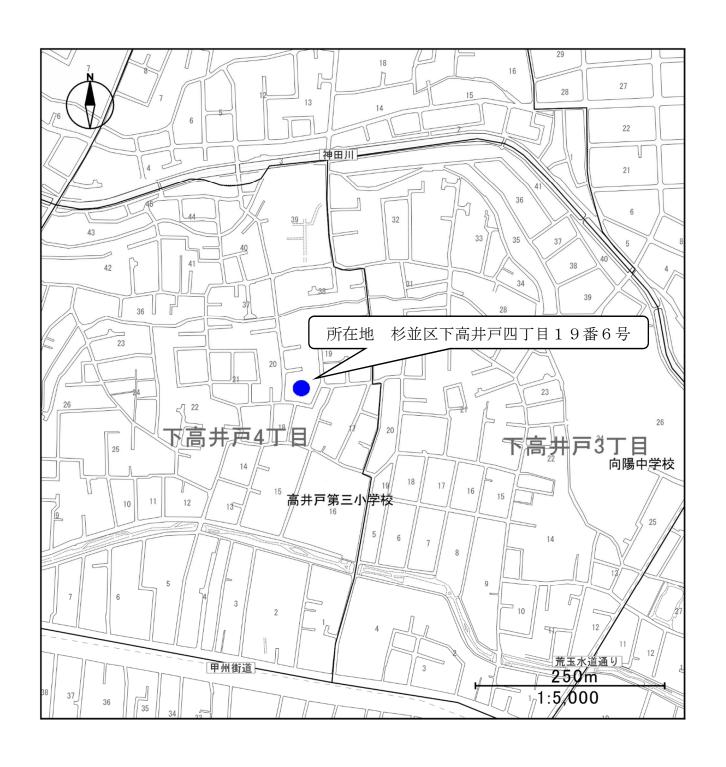
別表2杉並区立下高井戸児童館の項を削る。

4 杉並区行政財産使用料条例(昭和50年杉並区条例第44号)の一部を次のよ うに改正する。

別表第2(11)杉並区立下高井戸児童館の項を削り、同表(11)付記4中 「、杉並区立下高井戸児童館」を削る。

案 内 図

杉並区立子ども・子育てプラザ下高井戸



計

 $371.65\,\text{m}^2$

 $221.17\,\text{m}^2$

 $592.82\,\text{m}^2$

子ども・子育てプラザ下高井戸

ゆうゆう下高井戸館

面積

 $371.65 \, \text{m}^2$

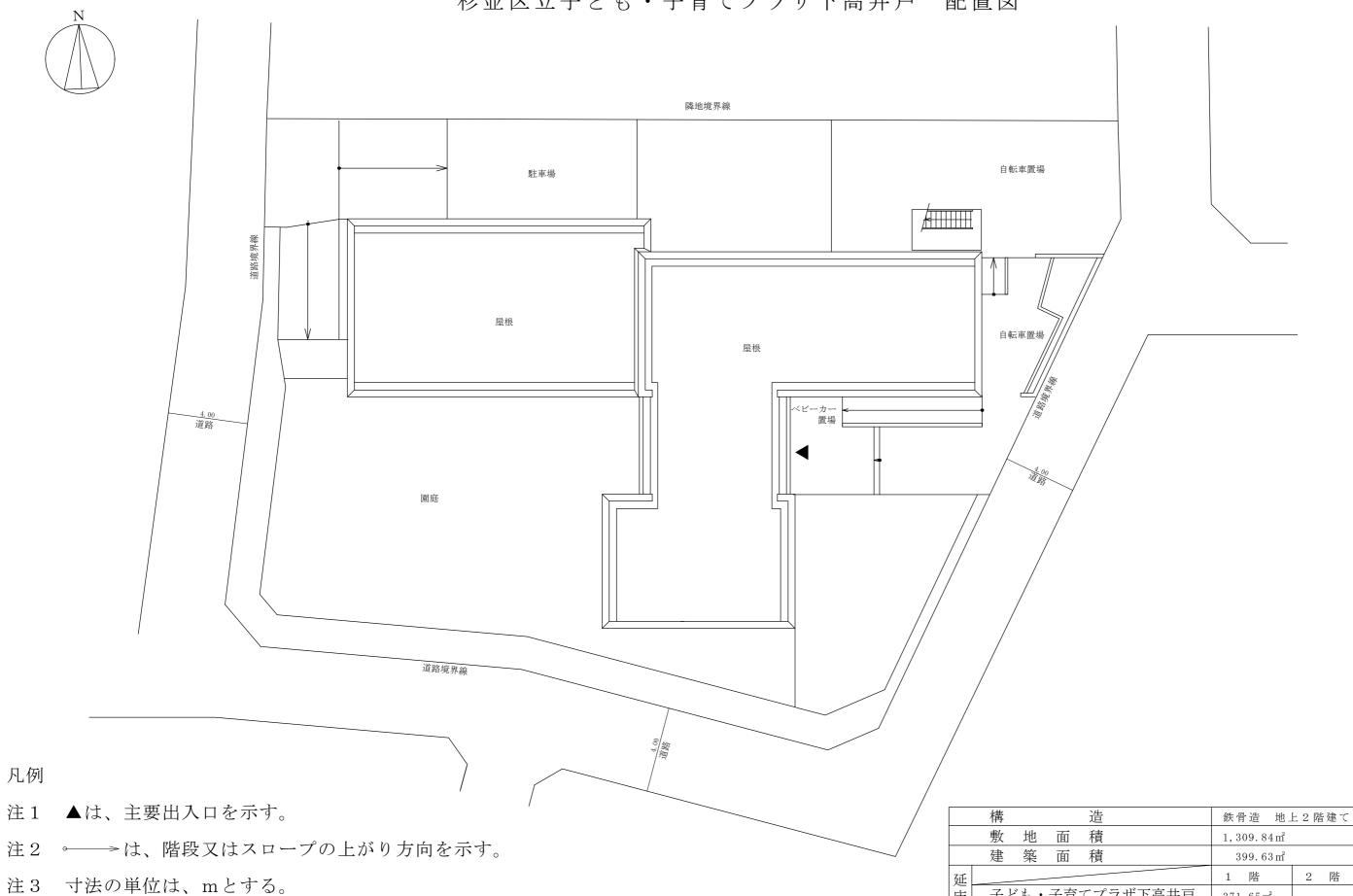
 $18.11\,\mathrm{m}^2$

 $389.76\,\mathrm{m}^2$

 $203.06\,\text{m}^2$

 $203.06\,\text{m}^2$

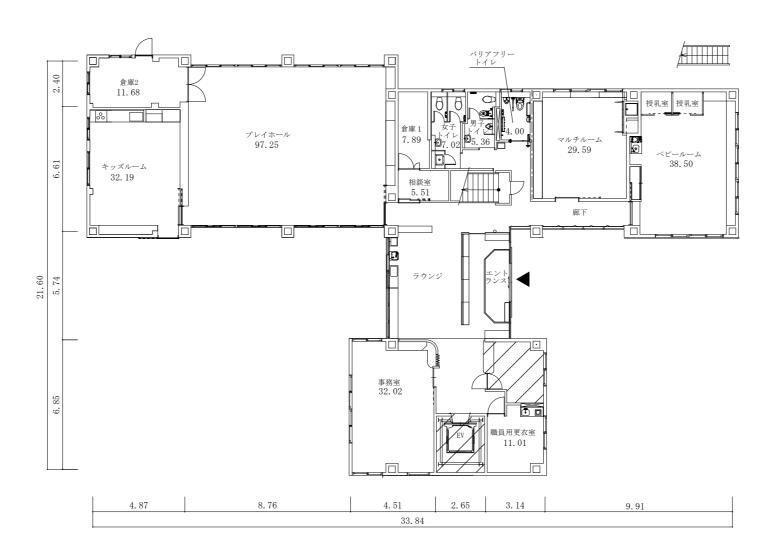
杉並区立子ども・子育てプラザ下高井戸 配置図



配置図 S = 1 / 2 0 0



杉並区立子ども・子育てプラザ下高井戸 平面図



1 階平面図 S = 1 / 2 0 0

凡例

- 注1 ▲は、主要出入口を示す。
- 注2 ~~~は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 | は、パイプスペースを示す。
- 注4 寸法の単位は、mとする。
- 注5 各室の数字は、面積(㎡)を示す。

_____ 子ども·子育てプラザ下高井戸

| | ゆうゆう下高井戸館